

2023年2月1日

お客様各位

一般財団法人日本自動車査定協会

## 査定士技能検定の受験要項等一部変更のお知らせについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、中古自動車査定制度運営規定及び細則の改定を行うこととなりました。それに伴い、規定及び細則を下記の通り変更いたします。つきましては、2023年4月1日より施行となりますので、ご理解の程、宜しく願い申し上げます。

敬具

### 記

#### ◆ 主な改定内容

##### 査定士技能検定試験における受験資格の適用項目の変更

- ・自動車運転免許の所持
- ・自動車の販売もしくは整備の経験半年以上

上記2項目を撤廃いたします。

##### 査定士技能検定試験免除項目の撤廃

- ・小型車査定士資格を取得されている方が、大型車査定士資格を受験する場合
- ・大型車査定士資格を取得されている方が、小型車査定士資格を受験する場合
- ・整備士資格を取得されている方が受験する場合

上記3項目を撤廃いたします。

##### 査定士の登録要項の変更

自動車運転免許証の提示を追加いたします。

##### 再登録時の査定士有効期間変更

査定士として登録し、非登録期間を経て再登録を行う場合でも査定士有効期間は初回登録年から3年ごとに期限を迎えておりましたが、変更後は再登録する年度の更新対象者と同じ有効期間へ変更いたします。

また、技能検定試験免除項目の撤廃により従来設定されていた一部免除の区分にあたる料金も撤廃となりますのでご理解いただきますようお願い申し上げます。

※その他詳細については、下記変更箇所対比をご確認ください。

◆ 変更箇所

中古自動車査定制度運営規定 変更箇所対比

現在	新
<p>(査定士の登録、管理)</p> <p>第 14 条 協会は、前条の査定士の種類に応じて技能検定に合格し、年齢 18 歳以上に達した者について、協会又は査定業務実施店に所属していることを確認のうえ、その氏名、住所、所属会社名、その他必要な事項を査定士登録簿（様式査-4）に登録し、これを管理する。</p>	<p>(査定士の登録、管理)</p> <p>第 14 条 協会は、<b>技能検定に合格した者のうち</b>前条の査定士の種類に応じて<b>次の各号の条件を充たすことを確認のうえ</b>、その氏名、住所、所属会社名、その他必要な事項を査定士登録簿（様式査-4）に登録し、これを管理する。</p> <p>(1) <b>技能検定に合格し、年齢 18 歳以上に達した者</b></p> <p>(2) <b>協会又は査定業務実施店に所属している者</b></p> <p>(3) <b>普通自動車第一種運転免許以上を取得している者</b> ただし、<b>大型車査定士にあっては、大型第一種運転免許以上を取得している者</b></p>
<p>(査定士証の記載内容の変更等)</p> <p>第 17 条 7 前項により査定士証を交付するときは、有効期間は、第 16 条第 2 項の扱いに準ずる。</p>	<p>(査定士証の記載内容の変更等)</p> <p>第 17 条 7 <b>前項により査定士証を交付するときは、有効期間は、再登録する年度の更新対象者と同じとする。</b></p>
<p>(査定士証の有効期間切れ)</p> <p>第 18 条 4 前項により査定士証を交付するときは、有効期間は、第 16 条第 2 項の扱いに準ずる。</p>	<p>(査定士証の有効期間切れ)</p> <p>第 18 条 4 <b>前項により査定士証を交付するときは、有効期間は、再登録する年度の更新対象者と同じとする。</b></p>
<p>(受験資格)</p> <p>第 24 条 技能検定試験を受けようとする者は、次の各号の条件を充たすものでなければならない。</p> <p>(1) 普通運転免許以上を取得しているもの ただし、大型車査定士にあっては、大型第 1 種運転免許以上を取得しているもの</p> <p>(2) 自動車の販売若しくは整備に半年以上の経験を有すること、又は協会がそれと同等の能力を有すると認めたもの</p> <p>(3) 協会が実施、提供する学科並びに机上査定の研修又は e ラーニングを修了したもの</p>	<p>(受験資格)</p> <p>第 24 条 技能検定試験を受けようとする者は、<b>協会が実施、提供する学科並びに机上査定の研修又は e ラーニングを修了した者</b>でなければならない。</p>

<p>(技能検定試験の一部免除)</p> <p>第 25 条 協会は、技能検定試験を実施するにあたって自動車整備士の資格を取得している者については、学科試験の一部を免除する。</p> <p>協会が学科試験を免除する科目は、第 22 条第 1 項の(1)の(ハ)の科目とする。</p> <p>2 小型車査定士の技能検定試験に合格している者が、大型車査定士の技能検定試験を受ける場合若しくは大型車査定士の技能検定試験に合格している者が、小型車査定士の技能検定試験を受ける場合においては、学科試験の一部を免除する。</p> <p>協会が学科試験を免除する科目は、第 22 条第 1 項の(1)の(イ)の科目とする。</p>	<p>(技能検定試験の一部免除) <b>削除</b></p>
<p>(受験手続)</p> <p>第 26 条 技能検定試験を受けようとする者は、下記の書類に受験料を添えて、協会支所に提出するものとする。</p> <p>(1) 査定士技能検定申請書 (様式検-1)</p> <p>(2) 最近 3 ヶ月以内に撮影した写真 2 葉</p> <p>(3) 第 24 条第 1 号、第 2 号で定める受験資格を有することを証明する書類</p> <p>2 協会は、前項の申請を確認したうえ受験申請者に対し、受験票 (様式検-2) を交付する。</p> <p>3 受験料は、別に定める額とする。</p> <p>4 協会が受理した受験料は、協会の都合により技能検定試験を中止した場合を除き、返還しないものとする。</p>	<p>(受験手続)</p> <p>第 <b>25</b> 条 技能検定試験を受けようとする者は、下記の書類に受験料を添えて、協会支所に提出するものとする。</p> <p>(1) 査定士技能検定申請書 (様式検-1)</p> <p>(2) 最近 3 ヶ月以内に撮影した写真 2 葉</p> <p><b>(3) 自動車免許証の写し又は、住所の確認できる書類</b></p> <p>2 協会は、前項の申請を確認したうえ受験申請者に対し、受験票 (様式検-2) を交付する。</p> <p>3 受験料は、別に定める額とする。</p> <p>4 協会が受理した受験料は、協会の都合により技能検定試験を中止した場合を除き、返還しないものとする。</p>
<p>その他、改正日及び第 25 条以下条番号の変更については、割愛しております。</p>	

中古自動車査定制度運営規定細則 変更箇所

現在	新
<p>第 8 条 規程第 24 条の (3) の学科並びに机上査定の研修は、技能検定試験実施前 2 ヶ月以内に、協会支所毎に行う。</p>	<p>第 8 条 規程第 24 条の学科並びに机上査定の研修又は e ラーニングを、技能検定試験実施前 2 ヶ月以内に、協会支所毎に行う。</p>
<p>(受験の手続き及び受験料)</p> <p>第 9 条 規程第 26 条第 1 項の (3) の受験資格を有することを証明する書類は、次のものとする。</p> <p>(1) 運転免許証 (協会に提出し、その確認をもって代える。)</p>	<p>(受験料)</p> <p><b>第 9 条 規程第 25 条第 3 項の受験料は、4,500 円とする。</b></p>

<p>(2) 当該事業主の証明を得た経歴書</p> <p>2 規程第 26 条第 3 項の受験料は、4,500 円とする。</p>	
<p>第 10 条 規程第 31 条の技能向上のための研修会または e ラーニングは、査定士証の更新者を対象に、その更新前 1 年以内に、協会支所毎に行う。</p> <p>2 規程第 31 条の再登録のための研修会または e ラーニングは、非登録者を対象に、協会支所毎に行う。</p> <p>3 協会支所は、当該研修会の日時、場所を定め、受講者に通知して実施するものとする。</p> <p>4 前項の研修会の教程、時間は、別紙 2 の通りとする。</p>	<p>第 10 条 規程第 30 条の技能向上のための研修会又は e ラーニングは、査定士証の更新者を対象に、その更新前 1 年以内に、協会支所毎に行う。</p> <p>2 規程第 30 条の再登録のための研修会又は e ラーニングは、非登録者を対象に、協会支所毎に行う。</p> <p>3 協会支所は、当該研修会の日時、場所を定め、受講者に通知して実施するものとする。</p> <p>4 前項の研修会の教程、時間は、別紙 2 の通りとする。</p>
<p>その他改正日、施工日の変更</p>	

その他詳細につきましては、各都道府県支所へお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

以上